

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・
令和 8 年度研究機関連携強化事業業務委託審査委員会運営要綱

（趣旨）

第 1 条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和 6 0 年山梨県 規則第 8 号）第 1 3 条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定委員会・令和 8 年度研究機関連携強化事業業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- （１）業務に関する企画提案書の審査
- （２）業務委託候補者の選定
- （３）その他必要と認められる事項

（庶務）

第 3 条 委員会の庶務は産業政策部スタートアップ・経営支援課において処理する。

附 則

この要領は、この運営要綱は、令和 8 年 6 月 1 7 日から施行し、令和 8 年度研究機関連携強化事業業務委託契約の締結日をもって廃止する。